

2. 土壌汚染対策法の施行状況

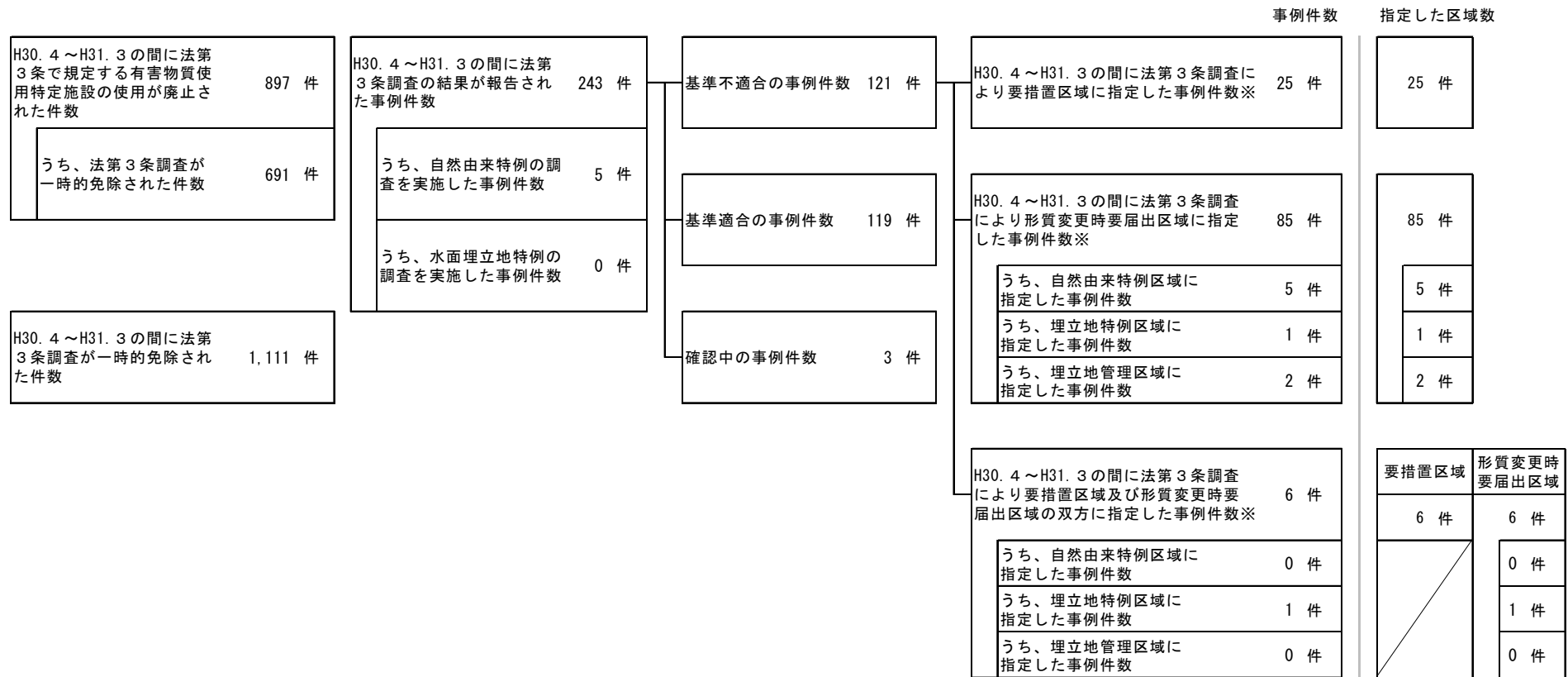
2.1 平成 30 年度の施行状況

1) 調査の契機別の施行状況

平成 30 年度の調査の契機別の施行状況について図 2-1 から図 2-4 に示す。図 2-1 は有害物質使用特定施設の使用の廃止時における調査（以下、「法第 3 条調査」という。）に関する状況を、図 2-2 は一定規模以上の形質の変更が行われる場合の調査（以下、「法第 4 条調査」という。）に関する状況を、図 2-3 は、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の調査（以下、「法第 5 条調査」という。）に関する状況を、図 2-4 は自主的な調査の結果による当該土地の区域の指定の申請（以下、「法第 14 条申請」という。）に関する状況を示し、図 2-5 にこれらの概要を示す。また、措置の実施に伴い、指定区域の指定の解除又は変更の状況を図 2-6 に示す。

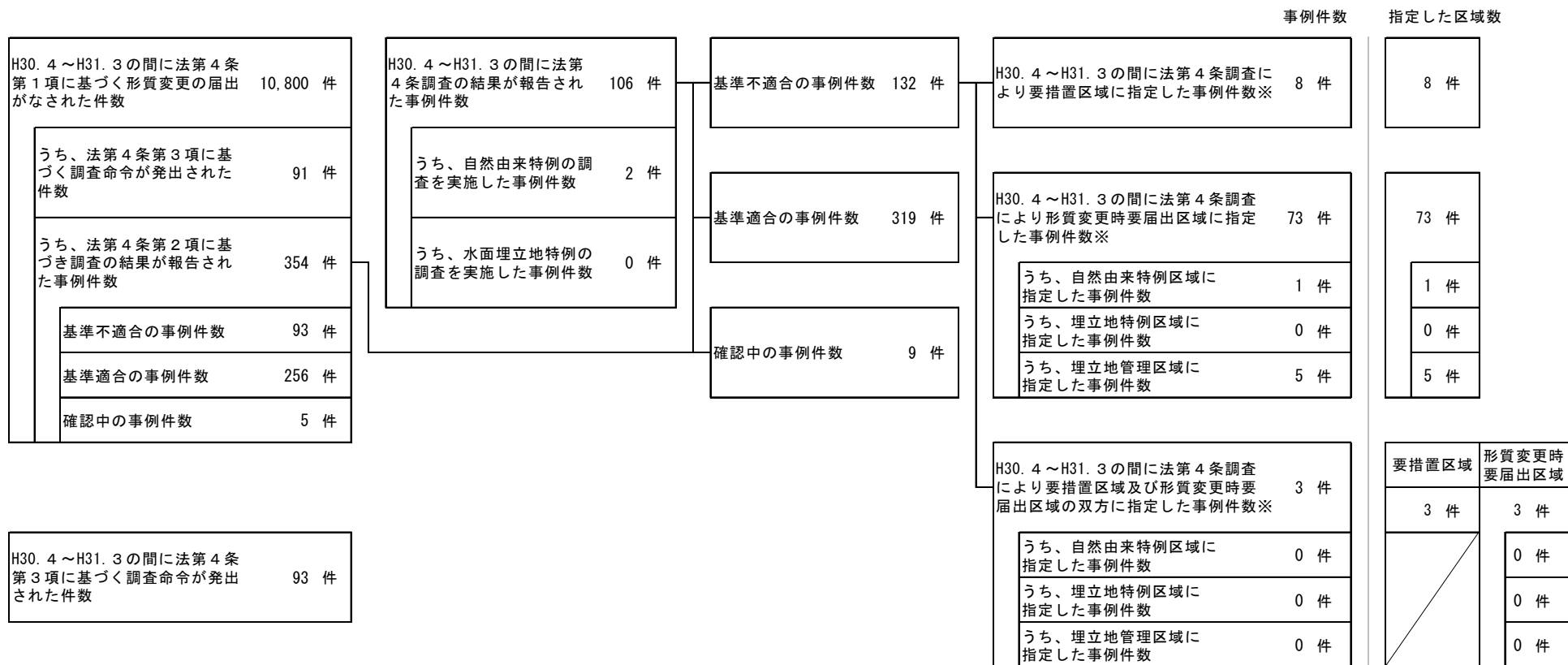
平成 30 年度における有害物質使用特定施設の使用の廃止件数は 897 件、うち、調査義務の一時的免除件数は 691 件、平成 30 年度における法第 3 条第 1 項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は 243 件であった。平成 30 年度における法第 4 条第 1 項に基づく形質変更時の届出件数は 10,800 件、うち、法第 4 条第 2 項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は 354 件であった。また、法第 4 条第 3 項に基づく命令の発出は 91 件であり、同項に基づく平成 30 年度における土壌汚染状況調査の結果報告件数は 106 件であった。平成 30 年度における法第 5 条第 1 項に基づく調査命令の発出は 0 件であった。

平成 30 年度における法第 14 条第 1 項に基づく指定の申請件数は 348 件であった。平成 30 年度における法第 6 条第 1 項に基づく要措置区域の指定区域数は 70 件、法第 11 条第 1 項に基づく形質変更時要届出区域の指定区域数は 387 件であった。



注) 「基準不適合の事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の和と一致しない。
 ※ H30.4～H31.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告された事例に限る。

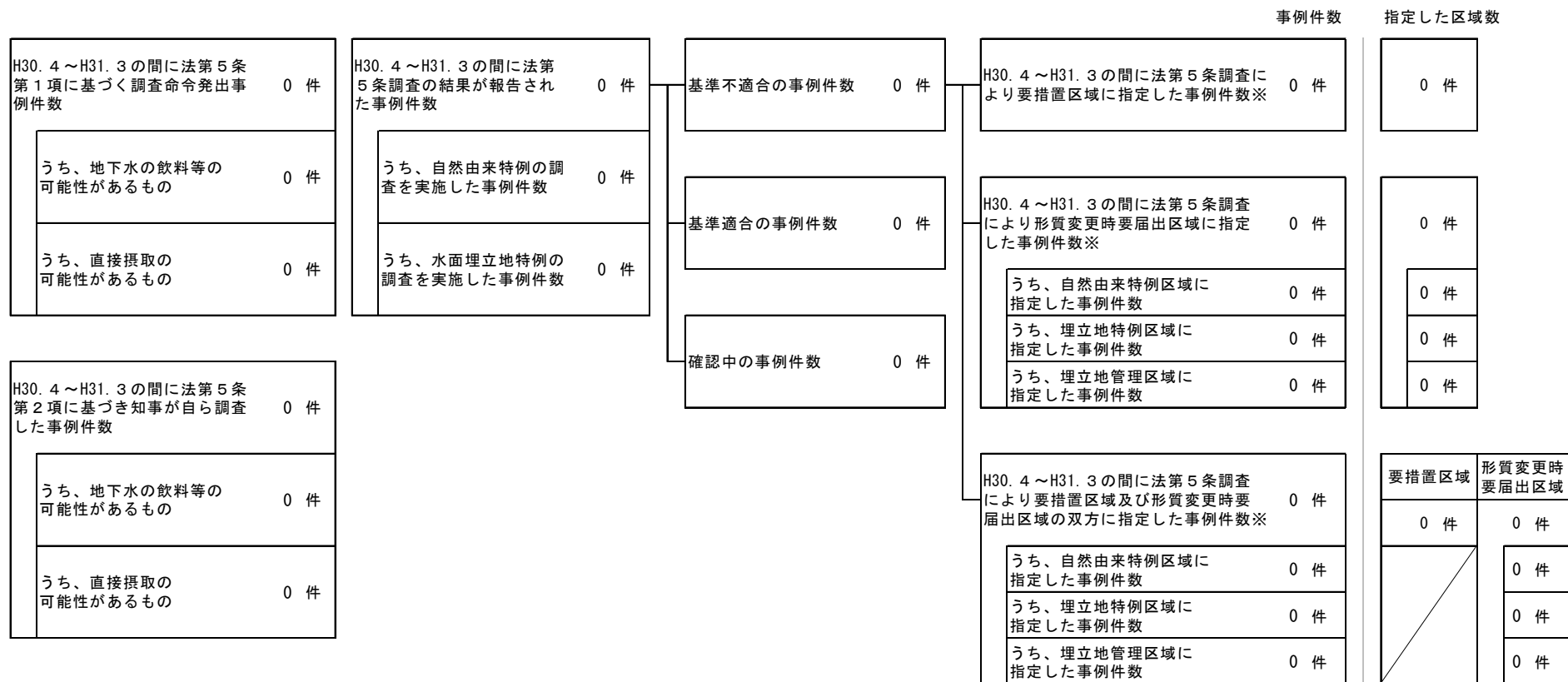
図 2-1 法第3条調査に関する状況



注) 「基準不適合の事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の和と一致しない。

※ H30.4～H31.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告された事例に限る。

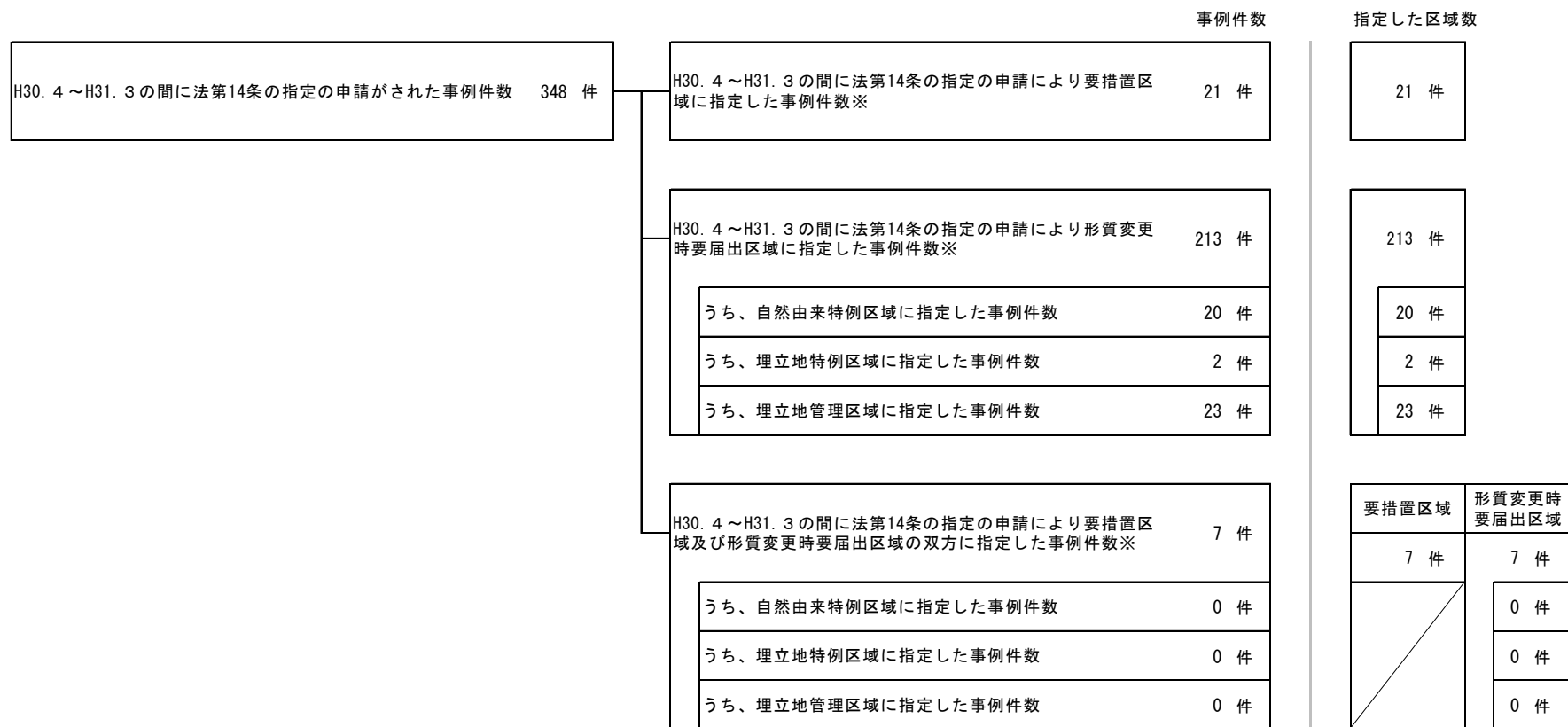
図 2-2 法第 4 条調査に関する状況



注) 「基準不適合の事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の和と一致しない。

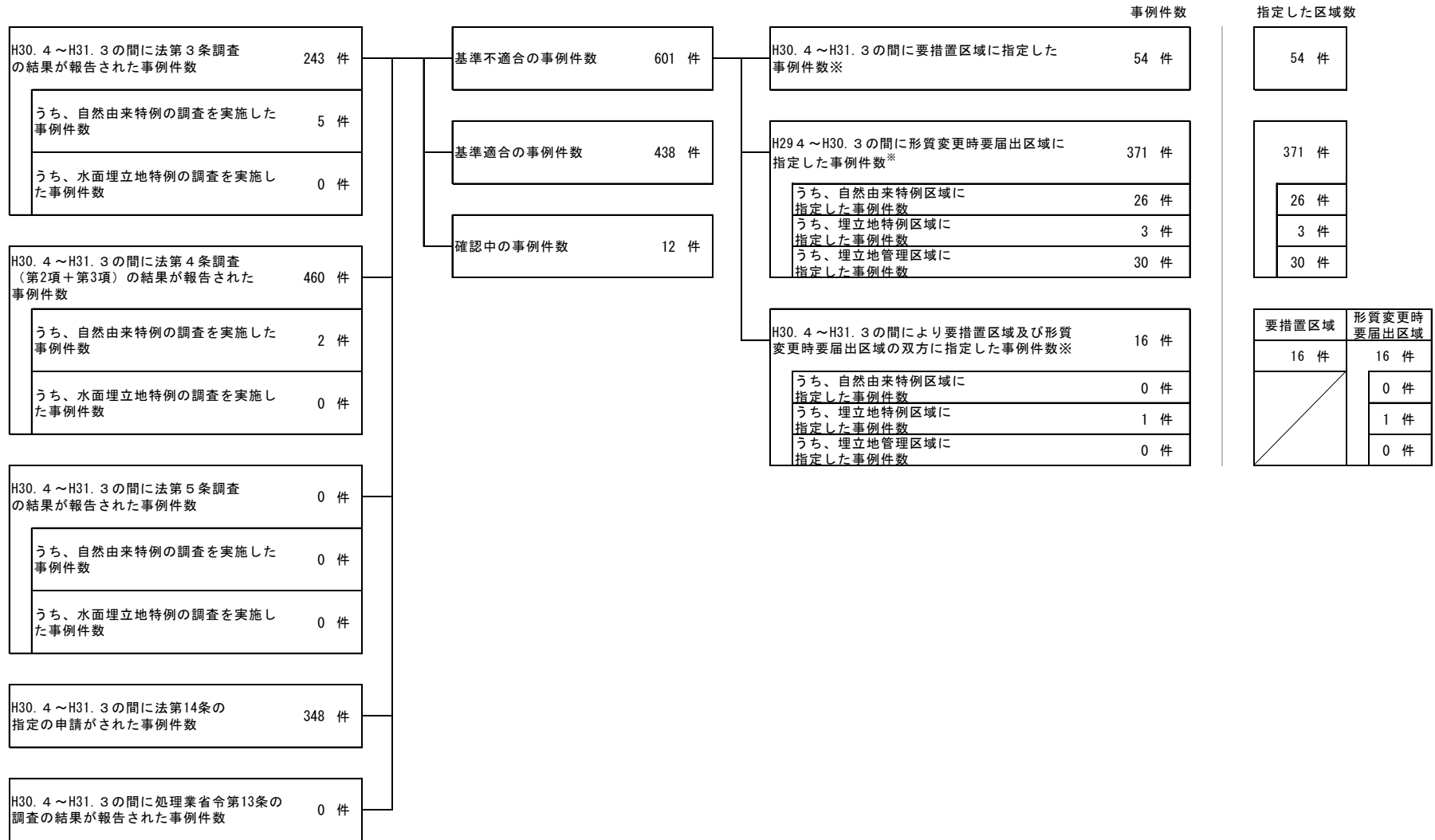
※ H30. 4～H31. 3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告された事例に限る。

図 2-3 法第5条調査に関する状況



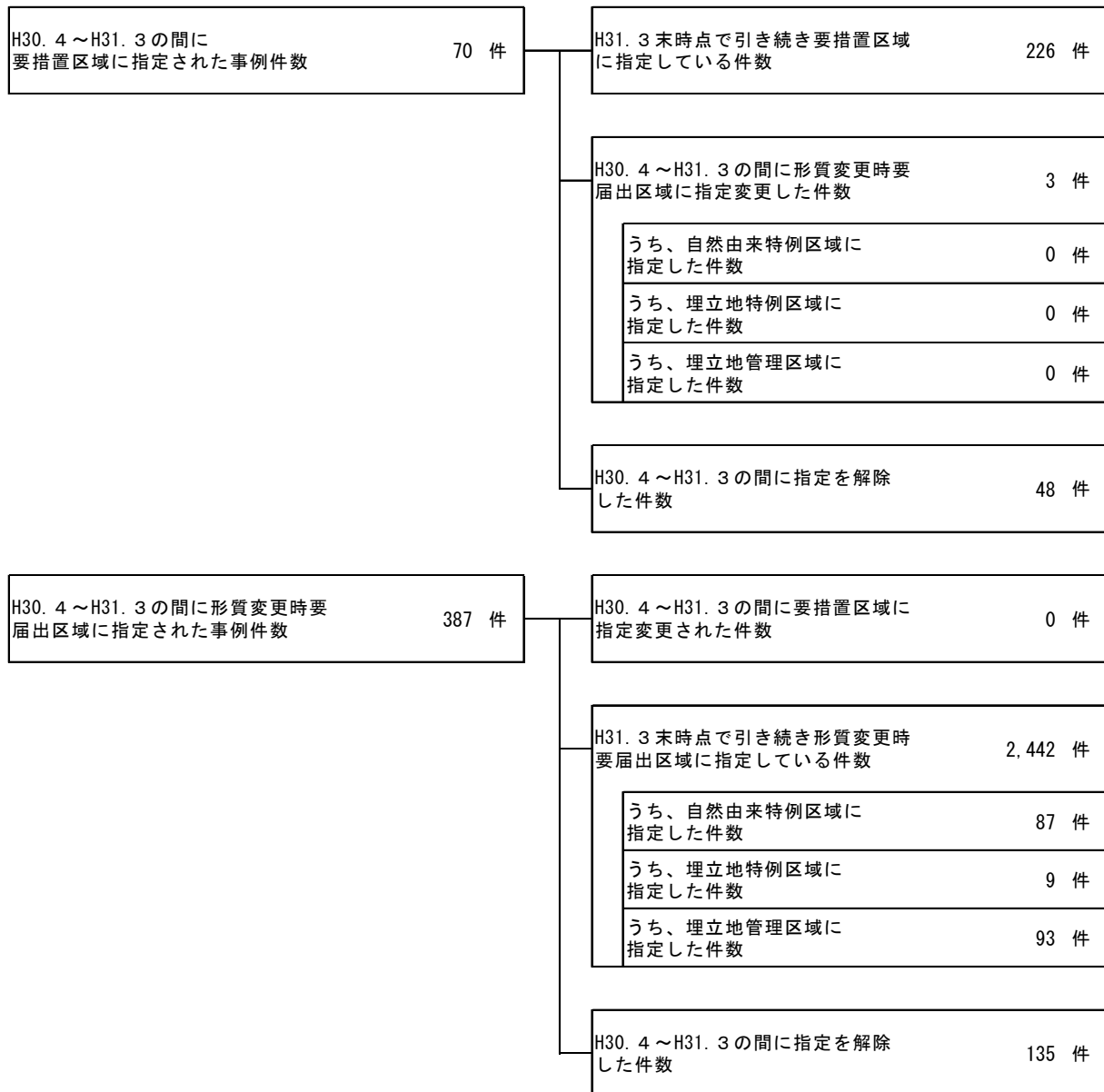
注) 「指定の申請がされた事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の和と一致しない。
 ※ H30. 4～H31. 3の間に法第14条の指定の申請がされたものに限る。

図 2-4 法第 14 条申請に関する状況



注)「基準不適合の事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の和と一致しない。
 ※ H30.4～H31.3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告された事例、もしくは当該期間に14条の指定の申請がされたものに限る。

図2-5 法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請及び処理業者例第13条に基づく調査の施行状況概要



注) 指定の解除又は変更の状況は、平成 30 年度新たに指定された要措置区域等に加え、これまでに指定されている要措置区域等の状況も含む。

図 2-6 指定の解除又は変更の状況

2) 条項別の施行状況

平成30年度の条項別の施行状況を以下に示す。

法第2章 土壌汚染状況調査

・法第3条関係

第1項 有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	897 件
調査結果が報告された件数	243 件
基準不適合の件数	121 件
基準適合の件数	119 件
確認中の件数	3 件
法第3条第1項ただし書の確認申請件数	691 件
第3項 調査・報告義務の通知の件数	373 件
第4項 調査の報告及び是正命令の件数	3 件
第5項 土地利用変更届出件数	140 件
第6項 法第3条第1項ただし書の確認の取消し件数	90 件

・法第4条関係

第1項 形質変更の届出件数	10,800 件
第2項に基づき、調査結果が報告された件数	354 件
基準不適合の件数	93 件
基準適合の件数	256 件
確認中の件数	5 件
第3項 調査命令件数	91 件
上記命令に基づき、調査結果が報告された件数	106 件
基準不適合の件数	39 件
基準適合の件数	63 件
確認中の件数	4 件

・法第5条関係

第1項 調査命令発出件数	0 件
第2項 都道府県知事が自ら調査した事例件数	0 件
調査結果が報告された件数	0 件
基準不適合の件数	0 件
基準適合の件数	0 件
確認中の件数	0 件

法第3章 区域の指定等

・法第6条関係

第1項 要措置区域の指定件数	70 件
第4項 要措置区域の解除件数	48 件

・法第7条関係

第1項 措置の指示件数	70 件
上記指示のうち、土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示件数	20 件
第4項 指示措置等を講じていないと認められた場合の命令件数	0 件

・法第9条関係

第1項 帯水層の深さに係る確認申請件数	3 件
第1項 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請件数	4 件
第1項 地下水の水質の測定等が講じられている土地の形質の変更の確認申請件数	4 件

・法第11条関係

第1項 形質変更時要届出区域の指定件数	387 件
第2項 形質変更時要届出区域の解除件数（全部解除のみ）	135 件

・法第12条関係

第1項 届出件数	900 件
第2項 届出件数	117 件
第3項 届出件数（非常災害時）	0 件
第4項 計画変更命令件数	0 件

・法第14条関係

第3項 指定件数	348 件
----------	-------

法第4章 汚染土壌の搬出等に関する規制

・法第16条関係

第1項 搬出しようとする土壌の基準適合認定申請件数	40 件
第1項 汚染土壌の区域外搬出届出件数	620 件
第2項 汚染土壌の区域外搬出変更届出件数	57 件
第3項 非常時における汚染土壌の区域外搬出届出件数	0 件
第4項 計画変更命令件数	0 件

・法第19条関係

第1項 措置命令件数	0 件
------------	-----

・法第20条関係

第6項 都道府県知事への届出件数	4 件
------------------	-----

(続き)

・ 法第22条関係	
第1項 汚染土壌処理業許可申請件数（更新は除く）	5 件
第5項 汚染土壌処理業許可申請更新件数	2 件
・ 法第23条関係	
第1項 汚染土壌処理業に係る変更許可申請件数	11 件
第3項 汚染土壌処理業に係る変更届出件数	90 件
第4項 汚染土壌処理業に係る休止、廃止又は再開届出件数	1 件
・ 法第24条関係	
第1項 改善命令件数	0 件
・ 法第25条関係	
第1項 取消し件数	0 件
・ 法第27条関係（汚染土壌処理業に関する省令 第13条関連）	
第2項 措置命令件数	0 件
・ 法第27条の2関係	
第1項 譲渡及び譲受を承認した件数	0 件
・ 法第27条の3関係	
第1項 合併及び分割を承認した件数	0 件
・ 法第27条の4関係	
第1項 相続を承認した件数	0 件
法第5章 指定調査機関	
・ 法第36条関係	
第3項 改善命令件数	0 件
・ 法第39条関係	
第1項 適合命令件数	0 件
・ 法第42条関係	
第1項 取消し件数	0 件
第2項 取消し件数	0 件
第3項 取消し件数	0 件
第4項 取消し件数	0 件
法第7章 雑則	
・ 法第54条関係	
第1項 報告・検査件数	575 件
第3項 報告・検査件数	231 件
第4項 報告・検査件数	76 件
第5項 報告・検査件数	16 件
・ 法第55条関係	
第1項 協議件数	4 件
・ 法第56条関係	
第2項 意見陳述件数	289 件
・ 法第65条関係	
第1項 違反件数	0 件
・ 法第66条関係	
第1項 違反件数	0 件
・ 法第67条関係	
第1項 違反件数	0 件
・ 法第68条関係	
第1項 違反件数	0 件
・ 法第69条関係	
第1項 違反件数	0 件
・ 区域指定状況（当該年度末時点）	
要措置区域として指定されている区域数（当該年度末時点）	218 件
形質変更時要届出区域として指定されている区域数（当該年度末時点）	2,296 件

2.2 都道府県・政令市別の施行状況

都道府県・政令市別の施行状況を表 2-1 に示す。法第 3 条に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止件数、調査結果報告件数、一時的免除件数はいずれも「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

法第 4 条に基づく形質変更届出件数は「関東地区」、「中部地区」、「九州地区」の順に多かった。調査命令件数、調査結果報告件数はいずれも「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

法第 6 条に基づく要措置区域の指定件数は「関東地区」が最も多く、次に「中部地区」と「九州地区」が同件数であった。法第 11 条に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。法第 14 条に基づく指定の申請件数は「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

表 2-1 都道府県・政令市別の施行状況（届出・命令・報告等）（平成 30 年度）

都道府県 ・ 政令市	法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条	(件数)
	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数 第2項+第3項	要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	申請件数	
北海道地区	北海道	3	2	1	900	0	1	0	4	3
	札幌市	3	3	2	113	0	2	0	1	4
	函館市	0	0	0	9	0	0	0	0	0
	旭川市	1	1	0	26	0	0	0	0	0
	計	7	6	3	1,048	0	3	0	5	7
東北地区	青森県	1	1	0	65	0	0	0	1	0
	青森市	0	0	0	2	0	0	0	4	4
	八戸市	0	0	0	11	0	0	0	0	0
	岩手県	16	15	3	194	0	6	2	2	1
	盛岡市	2	2	0	24	0	0	0	0	0
	宮城県	2	1	2	173	0	2	0	2	1
	仙台市	7	7	1	49	0	2	0	3	1
	秋田県	3	3	1	62	0	0	0	0	0
	秋田市	0	0	0	16	0	0	0	1	1
	山形県	9	5	1	113	0	6	1	1	2
	山形市	5	5	0	9	0	0	0	0	0
	福島県	12	4	4	284	0	8	1	3	0
	福島市	0	0	0	26	0	0	0	0	0
	郡山市	2	2	1	23	0	2	0	0	0
いわき市	3	2	0	34	0	0	0	1	1	
計	62	47	13	1,085	0	26	4	18	11	
関東地区	茨城県	15	15	3	304	2	4	4	2	4
	水戸市	0	0	0	30	0	0	0	0	0
	つくば市	73	72	1	66	0	5	0	0	1
	栃木県	15	15	1	221	1	5	1	1	1
	宇都宮市	15	15	0	58	0	1	0	1	1
	群馬県	15	13	1	111	8	11	0	7	2
	前橋市	4	3	2	23	0	0	0	2	1
	高崎市	2	2	1	29	0	3	0	1	0
	伊勢崎市	1	0	1	10	1	1	0	0	0
	太田市	2	2	1	24	4	4	0	0	0
	埼玉県	28	20	13	171	6	22	5	11	2
	さいたま市	3	2	5	39	0	4	0	1	1
	川越市	2	2	0	16	0	2	0	0	0
	熊谷市	0	0	0	14	0	0	0	0	0
	川口市	1	0	3	9	0	1	0	2	3
	所沢市	1	1	1	11	0	4	0	0	0
	春日部市	0	0	1	8	0	1	0	1	0
	草加市	2	2	0	6	0	0	0	0	0
	越谷市	0	0	0	16	0	2	0	0	0
	千葉県	21	12	5	279	0	0	3	7	7
	千葉市	4	3	1	57	0	5	1	5	7
	市川市	4	4	0	12	0	0	0	2	2
	船橋市	2	2	1	25	0	0	0	2	0
	松戸市	1	0	0	7	0	0	0	0	0
	柏市	4	2	0	39	0	0	0	0	0
	市原市	0	0	0	25	1	2	0	3	1
	東京都	33	0	48	403	0	53	12	78	91
	八王子市	0	0	2	26	0	4	0	5	0
	町田市	2	1	1	14	0	0	0	0	0
	神奈川県	18	17	7	73	5	14	0	4	0
	横浜市	37	25	12	88	13	13	0	15	9
	川崎市	17	13	2	50	0	0	1	8	9
	相模原市	5	4	3	33	3	11	1	3	0
	横須賀市	3	2	1	11	0	0	0	1	4
	平塚市	2	2	1	16	3	5	0	2	0
	藤沢市	7	6	1	16	0	0	0	0	0
	小田原市	1	0	2	10	0	3	0	0	0
	茅ヶ崎市	4	4	0	4	0	0	0	0	0
	厚木市	6	5	1	9	1	1	1	1	0
	大和市	0	0	0	7	0	0	0	0	0
	新潟県	8	7	3	185	3	4	0	3	1
	新潟市	3	3	0	60	0	4	0	5	6
	長岡市	2	2	0	30	0	0	0	0	0
	上越市	0	0	0	28	0	1	0	0	0
	山梨県	11	10	3	118	0	4	1	4	3
	甲府市	1	1	0	19	0	0	0	1	1
	静岡県	11	9	2	174	0	7	1	2	2
静岡市	1	1	1	37	0	3	0	1	0	
浜松市	8	8	3	60	0	1	3	3	1	
沼津市	2	1	1	9	0	0	0	1	0	
富士市	1	1	0	26	0	1	0	1	0	
計	398	309	135	3,116	51	206	34	186	160	

(続き)

都道府県 ・ 政令市	法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条	(件数)
	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数 第2項+第3項	要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	申請件数	
中部地区	富山県	11	9	0	54	0	0	0	0	0
	富山市	5	4	0	45	0	3	0	1	0
	石川県	4	4	0	63	0	4	0	0	0
	金沢市	2	0	1	23	0	0	0	1	0
	福井県	2	2	1	154	1	0	1	2	1
	福井市	1	1	0	18	1	3	0	0	0
	長野県	12	11	1	197	0	0	0	2	1
	長野市	1	0	0	12	0	0	0	0	0
	松本市	5	3	1	31	0	4	0	1	1
	岐阜県	11	11	3	270	7	12	3	7	4
	岐阜市	5	4	0	18	1	1	0	0	0
	愛知県	36	31	7	244	1	4	2	2	0
	名古屋市	5	3	9	78	0	1	1	13	16
	豊橋市	4	2	1	25	0	0	0	0	0
	岡崎市	4	3	1	38	0	5	0	1	1
	一宮市	0	0	1	12	0	0	2	0	1
	春日井市	0	0	0	25	0	0	0	0	0
豊田市	3	3	0	52	0	3	0	2	0	
三重県	6	5	1	243	0	16	0	0	0	
四日市市	3	2	0	41	0	0	0	0	0	
計	120	98	27	1,643	11	56	9	32	25	
近畿地区	滋賀県	29	28	0	169	5	14	0	5	4
	大津市	0	0	0	30	0	1	0	0	0
	京都府	6	6	3	147	0	5	0	2	1
	京都市	10	8	1	51	0	5	2	3	2
	大阪府	21	14	3	90	0	2	2	6	5
	大阪市	29	0	15	54	0	0	0	27	27
	堺市	2	1	3	26	0	0	0	2	1
	岸和田市	1	1	1	13	0	0	0	0	0
	豊中市	0	0	1	13	0	0	0	3	2
	吹田市	24	17	0	29	0	0	0	1	1
	高槻市	6	2	1	34	3	11	0	3	0
	枚方市	2	2	0	24	2	7	0	2	0
	茨木市	22	10	1	25	1	2	0	3	1
	八尾市	1	1	1	9	0	1	0	3	1
	寝屋川市	1	1	0	9	0	1	0	1	0
	東大阪市	1	1	1	12	1	1	0	2	1
	兵庫県	13	13	1	123	0	0	0	15	16
	神戸市	6	6	1	82	2	7	0	6	2
	姫路市	5	5	0	38	0	1	0	7	12
	尼崎市	13	13	1	16	1	4	0	5	5
	明石市	1	1	0	8	0	0	0	0	1
	西宮市	0	0	0	18	0	0	0	0	2
	加古川市	2	2	0	17	0	0	1	1	2
	宝塚市	0	0	0	3	0	0	0	0	0
	奈良県	0	0	0	45	0	0	0	0	0
	奈良市	0	0	0	19	1	0	0	0	0
和歌山県	1	1	0	120	0	6	1	0	1	
和歌山市	2	1	2	28	0	0	0	2	0	
計	198	134	36	1,252	16	68	6	99	87	
中国四国地区	鳥取県	3	3	0	33	0	0	0	0	0
	鳥取市	1	1	2	26	0	0	0	1	0
	島根県	2	2	0	52	0	0	0	0	0
	松江市	0	0	0	19	0	1	0	1	0
	岡山県	8	8	2	76	0	3	1	1	1
	岡山市	4	3	0	59	1	1	0	2	2
	倉敷市	1	1	0	41	0	0	0	2	4
	広島県	11	8	2	87	0	1	3	1	2
	広島市	0	0	5	87	0	1	2	5	8
	呉市	3	2	1	5	0	1	0	0	0
	福山市	2	2	1	24	0	0	0	0	0
	山口県	4	4	1	84	0	11	1	3	3
	下関市	1	1	0	21	0	0	0	0	0
	徳島県	4	4	0	209	0	7	0	2	1
	徳島市	0	0	0	21	0	0	0	0	0
	香川県	4	4	0	89	0	3	0	2	2
	高松市	2	2	0	68	0	0	0	0	0
	愛媛県	6	2	1	71	0	12	0	0	0
	松山市	2	1	3	20	0	0	1	0	0
高知県	1	1	0	21	0	0	0	0	1	
高知市	1	1	0	6	0	0	0	0	0	
計	60	50	18	1,119	1	41	8	20	24	

(続き)

都道府県 ・ 政令市		法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条	(件数)
		有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数 第2項+第3項	要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	申請件数	
九州 地区	福岡県	10	9	0	195	3	1	0	4	3	
	北九州市	3	3	1	46	0	8	1	5	9	
	福岡市	8	7	3	74	1	21	4	3	10	
	久留米市	0	0	0	13	0	0	0	5	5	
	佐賀県	0	0	0	80	0	4	0	0	0	
	佐賀市	3	3	1	19	0	0	0	0	0	
	長崎県	0	0	0	55	0	1	0	0	0	
	長崎市	2	1	1	6	0	0	0	0	0	
	佐世保市	0	0	0	17	1	4	0	0	0	
	熊本市	7	7	0	171	0	4	0	0	0	
	熊本市	5	5	0	66	6	7	2	1	1	
	大分県	4	4	0	134	0	3	0	1	1	
	大分市	2	2	0	66	0	1	0	0	0	
	宮崎県	0	0	1	75	0	2	1	2	3	
	宮崎市	2	0	1	20	0	0	1	2	1	
	鹿児島県	3	3	1	154	0	0	0	0	0	
	鹿児島市	1	1	1	35	0	3	0	2	0	
	沖縄県	2	2	1	292	1	1	0	2	1	
那覇市	0	0	0	19	0	0	0	0	0		
計	52	47	11	1,537	12	60	9	27	34		
合計	897	691	243	10,800	91	460	70	387	348		

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 有害物質使用特定施設の廃止件数は平成30年度に使用が廃止された件数であり、一時的免除件数は廃止件数のうち数である。

2.3 年度別の施行状況

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第6条に規定する要措置区域の指定、法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定、法第14条申請及び処理業省令第13条調査に関する年度別の施行状況を表2-2に示す。法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請による調査及び処理業省令第13条による調査結果の報告件数は、平成30年度は1,051件（法第3条243件、法第4条460件、法第5条0件、法第14条348件、処理業省令第13条0件）であり、前年度（839件）より増加した。

調査の結果、法第6条第1項及び法第11条1項に基づき要措置区域等に指定された件数は、平成30年度は457件（要措置区域は70件、形質変更時要届出区域は387件）であり、区域に指定された件数は前年度（554件）より減少した。要措置区域等において土壌汚染の除去等の措置が実施され、区域の指定が解除された件数は、平成30年度は183件であり、前年度（233件）より減少した。

表 2-2 年度別の施行状況

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	累計
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	1,233	1,080	1,350	1,343	1,204	1,076	897	16,001
	うち、一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	498	970	628	653	758	650	573	691	11,166
	調査結果報告件数	0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	243	240	282	254	284	290	243	3,767
法第4条	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	10,815	9,525	9,949	10,848	10,602	10,650	10,946	10,741	10,800	94,876
	うち、調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	270	180	126	142	164	118	118	154	91	1,363
	調査結果報告件数 (H30より第2項に基づく調査結果報告含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	226	199	143	150	154	130	119	170	460	1,751
法第5条	調査命令発出	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	7
	同上の調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第6条・法第11条	前年度末時点の指定件数(A)	0	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	2,394	-
	要措置区域	-	-	-	-	-	-	-	-	7	41	76	92	136	161	170	189	204	-
	形質変更時要届出区域	-	-	-	-	-	-	-	-	195	339	590	838	1,159	1,407	1,612	1,884	2,190	-
	区域に指定(B)	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	532	479	528	554	457	4,656
	要措置区域への指定件数	-	-	-	-	-	-	-	-	45	80	72	73	84	72	80	84	70	660
	形質変更時要届出区域への指定件数	-	-	-	-	-	-	-	-	230	370	394	407	448	407	448	470	387	3,561
	区域指定解除(C)	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	259	265	237	233	183	1,988
	要措置区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	11	40	55	28	58	60	59	67	48	426
	形質変更時要届出区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	86	124	147	87	201	205	178	166	135	1,329
	区域の指定変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	3	1	3	2	2	3	24
	要措置区域へ変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	1	0	0	0	0	0	3
形質変更時要届出区域へ変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	1	3	2	2	2	3	21
引き続き指定(A+B-C)	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	2,394	2,668	-	
要措置区域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	76	92	136	161	170	189	204	226	-
形質変更時要届出区域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	339	590	838	1,159	1,407	1,612	1,884	2,190	2,442	-
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	89	241	303	298	390	368	428	379	348	2,844
処理業省令第13条 調査結果報告件数		-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
調査結果報告件数合計		0	90	164	185	265	244	240	299	519	685	690	688	826	754	831	839	1,051	8,370

注 1) 平成 14 年度については法施行日(平成 15 年 2 月 15 日)から平成 15 年 3 月 31 日までの状況である。

注 2) 有害物質使用特定施設の使用の廃止と調査の年度が異なる事例、使用が廃止された施設が設置されていた工場又は事業場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者が一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例等があるため、法第 3 条調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、廃止件数と一致しない。

注 3) 調査結果報告件数は平成 15 年施行法の施行規則附則第 2 条(経過措置)の適用件数を含む。

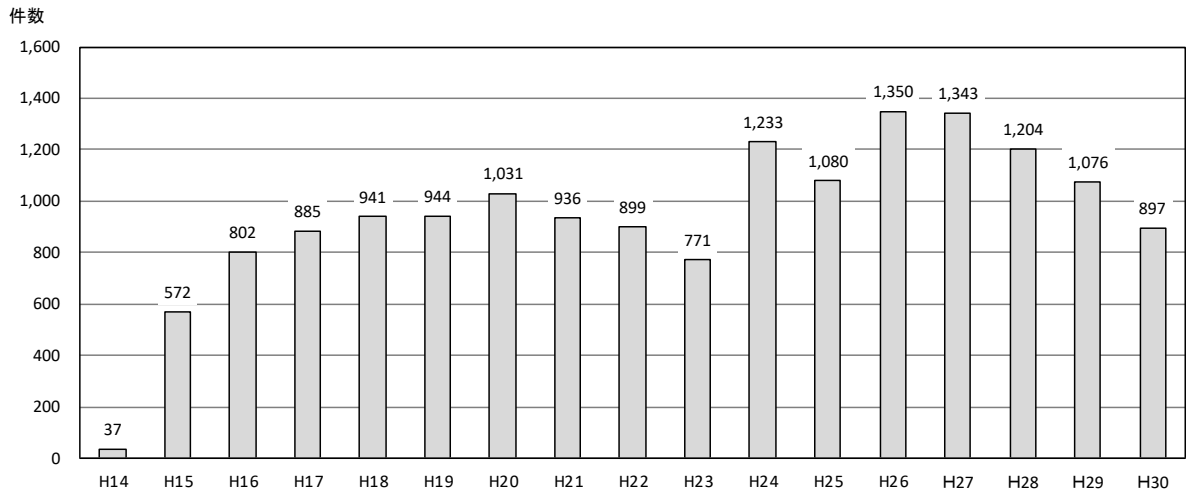
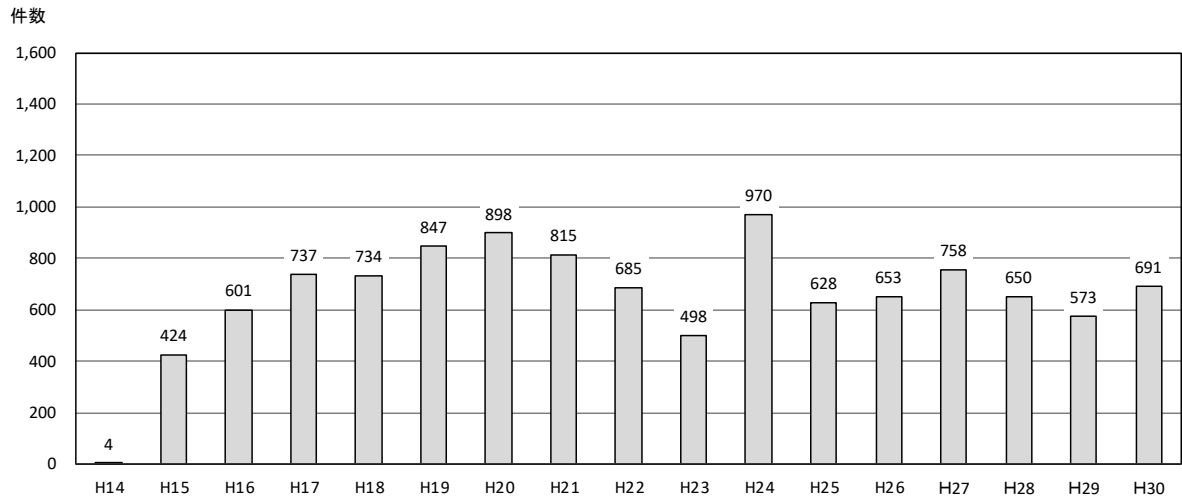


図 2-7 有害物質使用特定施設の使用の廃止件数の推移



※当該年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、一時的免除されたものに限る

図 2-8 法第 3 条一時的免除件数の推移

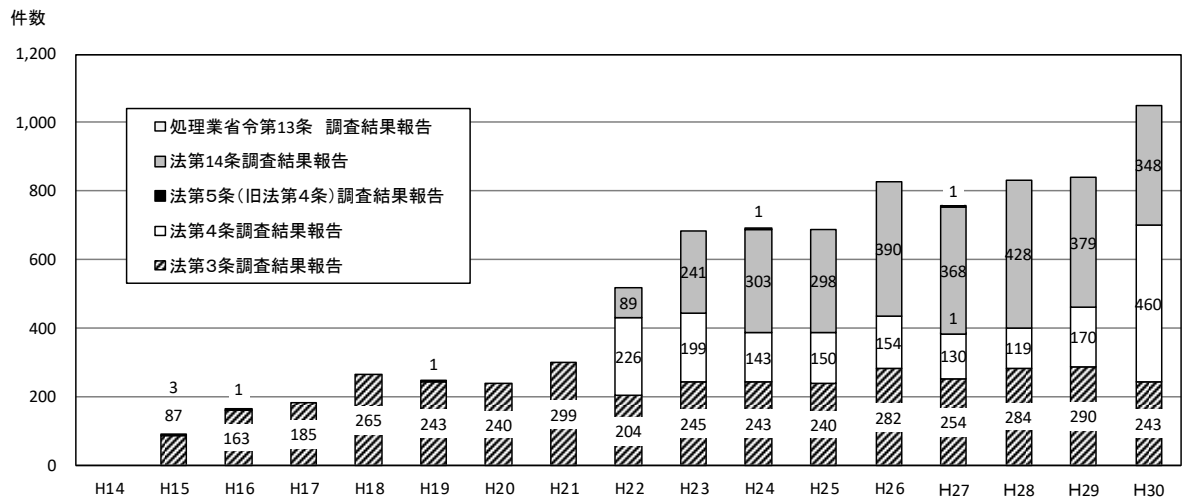


図 2-9 法第 3 条、法第 4 条、法第 5 条、法第 14 条及び
処理業省令第 13 条に基づく調査結果の報告件数の推移

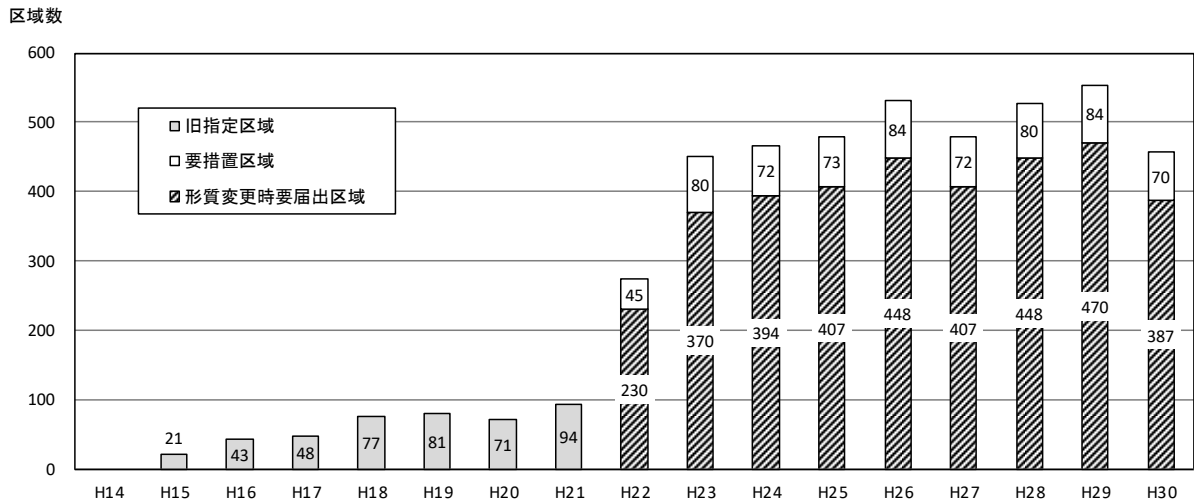


図 2-10 要措置区域等（旧指定区域）指定件数の推移

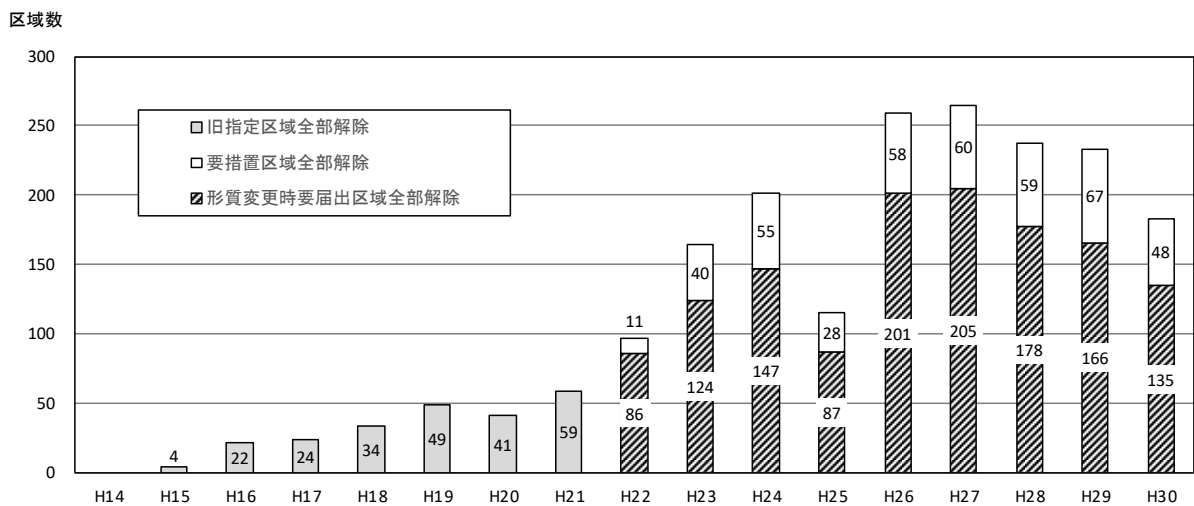


図 2-11 要措置区域等（旧指定区域）解除件数の推移